

石川県公報

平成25年6月18日
第12604号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○種畜証明書の交付	(生産流通課) 1	○土地区画整理組合の解散認可公告	(都市計画課) 2
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課) 1	○入札公告	(警察本部) 2
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定	(水産課) 2	公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4

告 示

石川県告示第276号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定により、平成25年度定期種畜検査に合格した家畜の飼養者に次のとおり種畜証明書が交付された。

平成25年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

種 畜 証明書番号	登 録・ 登記番号	品 種	名 前	等級	生年月日	血統 { 父 母	産 地	所有 区分	飼養者の住所及び 氏名又は名称
11179164142	全和黑 13744	黒毛和種	平茂福盛	2級	平成14年 11月3日	平茂勝 ほりふく	長野県 飯田市	その 他	白山市御影堂町11 森川畜産株式会社
11206375183	全和黑 14037	黒毛和種	高洲平茂	2級	平成16年 12月28日	平茂勝 ゆりひめ	福井県 坂井郡 坂井町	その 他	鳳珠郡能登町当目31 字69番地甲 農事組合法人柳田肉 用牛生産組合

石川県告示第277号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町井田レ1の20、2の42、ソ7の27、ツ1の25
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町武部エ58、59の4、上ヶ谷内9、小竹戊3の201、3の237
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第278号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

穴水北部

公 告

土地区画整理組合の解散認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成25年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

組 合 の 名 称	解 散 認 可 年 月 日
野々市市中南部土地区画整理組合	平 成 25 年 6 月 11 日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年6月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入件名
保管場所標章
 - (2) 納入予定数量
90,000セット
 - (3) 納入期間
契約締結の日から平成26年3月31日まで
 - (4) 納入場所

石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成25年8月20日（火）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。
- (2) 警視庁又は道府県警察本部と同種物品の納入に係る契約を締結した実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、平成25年8月21日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成25年8月22日（木）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成25年8月22日（木）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札心得に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第68号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月18日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

408	額せせらぎ公園	金沢市額谷1丁目237番地1先 県道額谷三浦線上	H 24. 11. 2
-----	---------	-----------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表398の項を次のように改める。

398	若松三丁目北	金沢市若松町3丁目116番地先 市道2級幹線303号田井田上線上	H 20. 11. 7
-----	--------	-------------------------------------	-------------

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

324	御所町中交差点	金沢市御所町1番地先 市道小坂52号小坂町南線と市道小坂23号東長江町線との交差点	H 25. 1. 25
-----	---------	--	-------------

別表第1（信号機の設置場所）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

284	鞍月交番前	金沢市戸水1丁目486番地先 市道1級幹線126号戸水線上	H 24. 11. 2
285	近岡中交差点	金沢市近岡町847番地1先 県道近岡諸江線と市道との交差点	H 25. 3. 8
286	栗崎浜町交差点	金沢市栗崎町4丁目200番地先 港湾道路栗崎大浜線と港湾道路との交差点	H 25. 3. 14
287	大友町西交差点	金沢市大友町ハ50番地2先 市道1級幹線126号戸水町線と市道1級幹線55号戸水割出線との交差点	H 25. 3. 22
288	大友町北交差点	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施工地区内9街区1番地先 市道1級幹線126号戸水町線と市道鞍月7号御供田町線との交差点	H 25. 3. 22
289	近岡町南交差点	金沢市近岡町18番地1先 市道1級幹線126号戸水町線と市道鞍月6号近岡町線との交差点	H 25. 3. 22

290	直江町西交差点	金沢市直江町ハ47番地 2 先 市道 1 級幹線126号戸水町線と市道準幹線582号近岡・南新保線との交差点	H 25. 3. 22
291	直江町中交差点	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業施工地区内43街区 2 番地先 市道 1 級幹線126号戸水町線と県道近岡諸江線との交差点	H 25. 3. 22
292	直江町東交差点	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業施工地区内37街区19番地先 市道 1 級幹線126号戸水町線と市道との交差点	H 25. 3. 22
293	大河端町南交差点	金沢市大河端町東48番地 4 先 市道 1 級幹線126号戸水町線と市道 1 級幹線12号北間・中橋線との交差点	H 25. 3. 22

別表第 1 (信号機の設置場所) 金沢西警察署管内の表166の項を次のように改める。

166	二口町西交差点	金沢市二口町口10番地先 市道 1 級幹線114号二口若宮線と県道上安原昭和町線との交差点	H 6. 12. 27
-----	---------	--	-------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

169	東谷口小学校前	加賀市水田丸町ヌ36番地先 主要地方道山中伊切線上	H 25. 2. 19
-----	---------	------------------------------	-------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 白山警察署管内の表に次のように加える。

345	北安田中央交差点	白山市北安田町5303番地先 県道松任美川線と市道G127号線との交差点	H 24. 11. 2
346	相川新町北	白山市相川新町2102番地先 主要地方道25号金沢美川小松線上	H 25. 2. 19

別表第 1 (信号機の設置場所) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

171	千鳥台交差点	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 2 番 2 号先 主要地方道60号金沢田鶴浜線と町道幹11号内灘海浜線との交差点	H 25. 3. 14
-----	--------	---	-------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

143	鹿島路交差点	羽咋市千路町ろ27番地 1 先 市道越路野97号線と北方農免道路との交差点	H 24. 11. 2
-----	--------	--	-------------

別表第 1 (信号機の設置場所) 七尾警察署管内の表に次のように加える。

156	中能登消防署前交差点	鹿島郡中能登町最勝講ろ部42番地 2 先 町道 K 1 - 2 号線及び町道 T - 39号線と町道 T - 72号線及び町道 K B - 134号線との交差点	H 25. 1. 25
157	七尾城山 I C 口交差点	七尾市矢田町25雉子曾 5 番地 6 先 市道矢田郷81号線と連絡道路との交差点	H 25. 2. 19

別表第 1 (信号機の設置場所) 輪島警察署管内の表37の項を次のように改める。

37	深見町	輪島市深見町65字33番地の 1 先 国道249号上	H 8. 2. 2
----	-----	-------------------------------	-----------

別表第 1 (信号機の設置場所) 珠洲警察署管内の表に次のように加える。

87	時長交差点	鳳珠郡能登町字時長89字 8 番地 2 先 国道249号とふるさと農道羽生線との交差点	H 25. 1. 25
----	-------	--	-------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

869	市道野町二丁目線	金沢市野町 2 丁目 2 番 19 号先	野町 1 丁目方向から片町 2 丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
870	市道野町二丁目線	金沢市野町 2 丁目 25 番 12 号先	増泉 1 丁目方向から片町 2 丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 輪島警察署管内の表 11 の項を次のように改める。

11	市道 3 号 260 号線	輪島市河井町 1 部 58 番地 8 先	鳳至町方向からいこいの広場方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
----	---------------	----------------------	---------------------	--------------	----

別表第 6 (車両の通行禁止) 金沢中警察署管内の表 78 の項を次のように改める。

78	市道 1 級幹線 27 号天池辰巳線	金沢市辰巳町 1 丁目 87 番 1 先から 金沢市辰巳町 2 丁目の 20 番地先まで	約 550 メートル	終日	大型貨物自動車、 特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
----	--------------------	---	---------------	----	--------------------------------

別表第 7 (歩行者用道路) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

31	市道準幹線 545 号古府八日市出町線 17 号	金沢市八日市出町 817 番地先から 金沢市新保本 5 丁目 115 番地先まで	約 195 メートル	7:30 から 8:30 まで (土、日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車 (指定許可車を除く。)
----	--------------------------	---	---------------	------------------------------------	--------------------------

別表第 10 の 2 (普通自転車の歩道通行部分) 2 以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

2	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市広岡 3 丁目 1 番 1 号先 (広岡交差点) から 金沢市駅西新町 3 丁目 1 番 35 号先 (西念中交差点) まで	普通自転車	約 1,635 (金沢東署 約 700、金沢西署 約 935) メートル
---	-------------	--	-------	--

別表第 11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表 187 の項を次のように改める。

187	市道 2 級幹線 330 号角間俵線	金沢市角間町 1 丁目 1 番 1 先から 金沢市俵町 1 丁目 132 番地先まで	約 2,320 メートル	毎時 40 キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	--------------------	---	-----------------	------------------	----	-------------------------

別表第 11 (最高速度の指定) 金沢西警察署管内の表 153 の項を次のように改める。

153	市道準幹線 573 号上荒屋線 1 級幹線 54 号上荒屋団地線、県道倉部金沢線	金沢市中屋南 110 番地先から 野々市市御経塚 3 丁目 49 番地先まで	約 1,240 メートル	毎時 40 キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	--	---	-----------------	------------------	----	-------------------------

別表第 18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表 266 の項を次のように改める。

266	市道準幹線 573 号上荒屋線 押野 4 号上荒屋 4 丁目線 8 号	金沢市中屋南 110 番地先から 金沢市上荒屋 4 丁目 205 番地先まで	約 640 メートル	終日	車両
-----	-------------------------------------	---	---------------	----	----

別表第18（駐車禁止）津幡警察署管内の表30の項を次のように改める。

30	県道八野高松線	かほく市中沼レ35番地先から かほく市八野平224番地先まで	約2,280 メートル	終日	車両
----	---------	-----------------------------------	----------------	----	----

別表第20（停止禁止部分の指定）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

11	市道1級幹線98 号森戸松島線	金沢市森戸1丁目80番地先 (道路標示等で表示する部分)		終日	車両
----	--------------------	---------------------------------	--	----	----

別表第22（右折方法の指定）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

4	県道加賀温泉停車場線	加賀市作見町ヌ8番地1先 (作美南交差点)	原動機付 自転車	終日	県道加賀温泉停車場線を西進して道路の中央に寄って右折（小回り）
5	県道加賀温泉停車場線	加賀市作美町リ14番地先 (加賀温泉駅前交差点)	原動機付 自転車	終日	県道加賀温泉停車場線を西進して道路の中央に寄って右折（小回り）

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表116の項を次のように改める。

116	削 除				
-----	-----	--	--	--	--

